

令和元年度 第6回SD研修会報告（FD・SD短大合同）

内 容	障がいのある学生に対する配慮および支援
日 時	令和2年2月13日（木）13:30～14:40
場 所	1号館201号室
進 行	宮崎大学障がい学生支援室 楠元 和美 教授
出席者	Staff 14人 Faculty 11人、(別紙参加者名簿)
議 事 内 容	
<p>宮崎大学障がい学生支援室の楠元 和美氏から、「障がいのある学生に対する配慮および支援」の資料を基に概要の説明を受けた。</p> <p>2016年4月施行の「障害者差別解消法」により、学びの機会保障は「善意」から「法令遵守」になった。基本的な考え方として①不当な差別的取り扱いの禁止②合理的配慮の不提供の禁止（私立大学等においては、努力義務である）が法的義務となっている。</p> <p>「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（まとめ）」によると、大学等における合理的配慮とは、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いものとされている。</p> <p>合理的配慮の決定手順には、障害のある学生からの申出や、学生本人の意思決定を尊重するための学生と大学等による建設的対話や、その他に内容決定の際に教育の目的・内容・評価の本質部分を変えないことや、決定内容についてのモニタリングを行うことなどが必要となる。</p> <p>障がい学生支援の7原則の中で、すべての学生に質の高い教育を担保することと、成績評価のダブルスタンダードを設けないことが合理的配慮のポイントになり、完璧を期すよりも、改善する姿勢も大事である。</p> <p>宮崎大学の体制整備としては、2014年3月に全学的な支援体制の拠点として障がい学生支援室を設置し、障がい学生支援室運営委員会で全学的な予算やガイドラインの内容などを決めており、障がい学生支援室は学生支援部と安全衛生保健センターと協力・連携している。</p> <p>2015年4月の教職員のための「障がい学生修学支援ガイドライン」においては、以下を重点項目として位置づけている。①修学支援に関する基本的な考え方については、前述した質の高い教育を担保することと、成績評価のダブルスタンダードを設けないことが大事である。②修学支援内容については、受験時、入学時、学年変更時の面談などの際に、大学と本人が十分な合意成・共通理解を図ったうえで具体的な支援内容を決定する。③障がい者の定義については、本学に入学を希望する者及び在籍する学生であり、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者をいう。</p> <p>引き続き資料の中で、支援の実際として「障がい学生数」「障がい学生支援のPDCAサイクル」「個別支援計画」、具体的な支援例として「肢体不自由」「視覚障害」「内部障害」「発達障がい」、その他「発達障がい学生の支援」「大学のキャリア支援係」「キャリア支援講座」に関することなどについて説明された。</p> <p>楠元 和美氏より、今行っていることの何が合理的配慮で、どこまでが配慮で、どこまでが手助けなのかを考えながら、学生の手助けをすればいいのではないのかと考える一方。法律のこともあるので、訴えられないためにディスクマネジメントを考えながら合理的配慮を提供する必要があることが話された。</p> <p>山下理事長より、合理的配慮と言うと、あれもこれもしなないといけないと考えてしまう。質を保ったうえで、どこまでできるのかを考えながらやっていくことが重要であり、持ち帰って委員会や学部・学科で検討し、良い教育を目指していきたいとの話があった。</p>	